

9月15日（月・祝）にいわき市文化センターで行われました住居確保損害の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介いたします。

(問1)

今回の住居確保損害の賠償は、いつの時点で請求することができるのか。

(答1)

見積書や売買契約書があれば、すぐにでも請求することができる。その場合、見積書等に基づき概算で賠償金を支払い、その後、領収書等に基づき過不足金を精算する。

また、請求の期限は特に定めていないが、10年先、20年先まで請求が認められるのかということについては、これから議論が必要なところである。少なくとも当座の期限を設けるつもりはない。

(問2)

建物の修繕費用が財物賠償の賠償金額の範囲に収まっている場合、修繕費用が追加で支払われるということはないのか。

(答2)

その場合は追加で賠償金は支払われない。

(問3)

元の家の解体だけをしたい場合、解体費の請求はできるのか。

(答3)

今回の追加賠償は住居を確保するためのものであり、解体費を賠償の対象とするのは、元の家を建て替えて住む場合、基本的に元の家を解体しなくてはならないからである。

元の家を解体するだけで、そこに新たに家を建てて住むことはないということであれば、解体費は請求できない。

しかし、家を解体する時期と、また建てる時期に間が空いてしまうという場合は、解体費を請求することができる。

(問4)

環境省が行う解体と、東電の賠償を用いて行う解体の関係を教えてほしい。どちらを選択すべきか分からぬ。

(答4)

帰還困難区域は、移住を余儀なくされる区域であり、基本的に家を建て替えることを想定していないため、解体費は請求できない。居住制限区域、避難指示解除準備区域でも建替えを伴わない解体費は賠償対象外だが、帰還を選択し従前の住居を建替える場合の解体費は賠償上限金額とは別枠で請求できる。また、移住を選択し一旦は移住するが、将来帰還する等で従前の住居を建替える場合の解体費は賠償上限金額の範囲内で請求できる。

一方、環境省の解体事業は、居住制限区域と避難指示準備区域において、基準に合ったものは解体対象になる。

いずれにしても、帰還される場合で、元の家を建て替えるために解体費を負担したのであれば、解体費を東電に請求することができる。環境省が解体を行っても、賠償金で解体を行っても、結果的に自己負担がないという点は同じである。

(問5)

財物賠償は避難指示期間に応じた割合で支払われているが、建物を解体してなくなった後に避難指示が解除された場合でも、既に受け取っている建物の財物賠償の金額と事故前価値との差額は支払われるのか。

(答5)

建物がなくなった後でも支払われる。

(問6)

移住の合理性について幅広く捉えるとのことだが、その幅はどの程度か。

(答6)

請求書で合理的な理由があると申告していただければ、それを尊重する。

(問7)

今後、消費税が8%から10%に増税される際、増税分も賠償されるのか。

(答7)

増税分は諸費用の算定において反映する。